

第2章 組合員資格と掛金（会費）

<b>第1節 加入資格（根拠）について</b>	
1 静岡県教職員の共済制度に関する条例（抜粋）	202
2 互助組合定款	202
3 組合員に関する規程	202
<b>第2節 加入について</b>	
1 新規採用者の加入手続き等	203
2 常勤再任用職員の加入手続き等	203
<b>第3節 掛金（会費）について</b>	
1 徴収方法	205
2 基準日	205
3 掛金（会費）の種類と計算方法	205
4 給料月額	205
5 無給、休業時の掛金（会費）の扱い	206
6 差額等の徴収及び返納	207
7 社会保険料控除	207
<b>第4節 被扶養者について</b>	
1 被扶養者の範囲	208
2 被扶養者特別認定制度	208
<b>第5節 組合員証について</b>	
1 新規加入者への発行	210
2 再発行	210
3 退会（退職）時の取り扱い	210
4 その他	210
<b>第6節 休職・休業中の取り扱いについて</b>	
1 掛金、貸付返済金の取り扱い	211
<b>第7節 人事異動に伴う取り扱いについて</b>	
1 公立学校間（政令市含む。）の異動	212
2 身分切り替え	212
<b>第8節 退会（組合員資格の喪失）について</b>	
1 組合員資格の喪失	215
2 退職慰労金等給付金について	215
3 貸付金の清算について	216
<b>第9節 退職互助部について</b>	
1 退職互助部継続加入について	217

第1節 加入資格（根拠）について

項目	摘要
<p>1 静岡県教職員の共済制度に関する条例</p>	<p>（目的）                      第1条 教職員は、相互共済及び福利増進を図るため、この条例に定めるところにより独立の組合（以下「組合」という）を組織することができる。</p> <p>（教職員の範囲）                      第2条 この条例において教職員とは、次に掲げるものをいう。                      県から給与の支払を受けている学校教職員                      (1) 前号のほか公立学校共済組合静岡支部に加入する組合員である教職員                      (2) 前項の規定にかかわらず組合は、県教育委員会の承認を得て必要と認める者を加入させ、又は特別の事情ある者を除くことができる。</p> <p>（重複加入の禁止）                      第3条 前条に規定する教職員は、この条例に基づいて設置される組合と静岡県職員の共済制度に関する条例（昭和31年静岡県条例第62号）に基づいて設置される組合に重複して加入することはできない。</p>
<p>2 互助組合定款</p>	<p>第8章組合員（設置）                      第56条 この法人に組合員を置く。                      2 組合員の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。                      (1) 公立学校共済組合静岡支部に加入する組合員である教職員                      (2) 県から給与の支払いを受けている学校教職員及び教育関係職員                      (3) この法人の常勤の役職員                      (4) 前各号の退職者で別に定める「組合員に関する規程」に該当する者                      (5) その他、前各号に準ずる者で、理事会が加入を認めた者                      3 組合員は別に定める「組合員に関する規程」により、掛金及び会費を支払う。</p>
<p>3 組合員に関する規程</p>	<p>組合員に関する規程                      （掛金及び会費）                      第4条 現職組合員は、次に定める掛金及び会費を負担するものとする。ただし、産前産後休暇及び育児休業期間中の掛金及び会費は免除する。                      2 現職組合員は、掛金及び会費として毎月給料月額額の1000分の15を負担する。                      ただし、1000分の15のうち、1000分の9は、組合員長期預り金として積み立てる。</p>

第2節 加入について

項 目	摘 要						
1 新規採用者の加入手続き等	<p>1 提出書類 加入届（県費組合員用）</p> <p>2 加入の時期 静岡県の給料支給事務（電算処理）、各種事業の資格の関連から採用年月日と同日付けで、自動的に加入手続き（給与から掛金控除）がされる。</p> <p>3 掛金（会費）の徴収方法 県給料支給事務（電算処理）のなかで控除される。</p>						
2 常勤再任用職員の加入手続き等	<p>1 提出書類 加入届（常勤再任用職員用）</p> <p>2 加入の時期 静岡県の給料支給事務（電算処理）、各種事業の資格の関連から採用年月日と同日付けで、自動的に加入手続き（給与から掛金控除）がされる。</p> <p>3 掛金（会費）の徴収方法 県給料支給事務（電算処理）のなかで控除される。</p> <p>4 加入資格 （静岡県教育委員会再任用職員の身分等取扱要綱による）</p> <table border="1" data-bbox="507 1128 1152 1256"> <thead> <tr> <th>採用区分</th> <th>加入資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤再任用職員</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>短時間勤務職員</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 常勤再任用職員の互助組合事業の取扱い</p> <p>(1) 給付事業 すべて適用</p> <p>(2) 貸付事業</p> <p>ア 生活資金のみ可</p> <p>イ 加入後1か月以上を経過した者</p> <p>ウ 返済期間は、任用期間内とする。</p> <p>エ 弁済月額は、給料額の3分の1以内であること</p> <p>(3) 福祉事業 すべて適用</p> <p>(4) 退職互助部加入者の給付</p> <p>ア 療養費給付は、現職組合員の給付（自動給付）が優先される。</p> <p>イ 実際に負担した療養費を超えて給付を受けることができない。（事業の運営に関する規程による。）</p> <p>ウ 療養費以外の給付は、現職組合員と退職組合員として双方から給付される。</p>	採用区分	加入資格	常勤再任用職員	あり	短時間勤務職員	なし
採用区分	加入資格						
常勤再任用職員	あり						
短時間勤務職員	なし						

第2節 加入について

項 目	摘 要
	<p>(5) 退職互助部への加入資格（現職組合員としての在会期間）  常勤再任用職員として新規加入となるので、以前の互助組合在会期間との通算はされない。  再任用期間終了時には、退職互助部加入資格、互助組合在会10年以上を満たしていないことがあるので、退職互助部加入に希望者する有資格者は、退職時（定年等）に加入する。</p>

第3節 掛金（会費）について

項目	摘要										
1 徴収方法	1 県の給与支給事務により、給与控除する。 2 給与から控除不能となったとき 所属所経由で現職組合員本人あてに送付する「振込依頼書」にて指定する金融機関の窓口から振り込む。送付する「振込依頼書」を利用した場合は送金手数料が不要。										
2 基準日	1 毎月1日現在、現職組合員の資格を有している場合にその月の掛金（会費）は徴収する。 2 日割りによる掛金徴収は行わない。										
3 掛金（会費）の種類と計算方法	1 掛金（会費）の種類と計算方法 <table border="1" data-bbox="507 795 1284 1012" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>掛金（会費）の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期掛金</td> <td>給料月額×（6/1000）</td> </tr> <tr> <td>長期掛金</td> <td>給料月額×（3/1000）</td> </tr> <tr> <td>特別積立金会費</td> <td>給料月額×（5/1000）</td> </tr> <tr> <td>退職互助部会費</td> <td>給料月額×（1/1000）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">※係数を乗じて得た金額の円未満切り捨て                      ※長期掛金の場合、係数を乗じて得た金額が300円に満たないものは300円とする。</p> <p>[計算例] 給料月額 336,804 円の1か月の掛金（会費）金額</p> <p>短期掛金  <math>336,804 \text{ 円} \times (6/1000) = 2,020.8 \text{ 円} \rightarrow 2,020 \text{ 円}</math></p> <p>長期掛金  <math>336,804 \text{ 円} \times (3/1000) = 1,010.4 \text{ 円} \rightarrow 1,010 \text{ 円}</math></p> <p>特別積立金会費  <math>336,804 \text{ 円} \times (5/1000) = 1,684.0 \text{ 円} \rightarrow 1,684 \text{ 円}</math></p> <p>退職互助部会費  <math>336,804 \text{ 円} \times (1/1000) = 336.8 \text{ 円} \rightarrow 336 \text{ 円}</math></p> <p>1か月の掛金（会費）金額  <math>2,020 \text{ 円} + 1,010 \text{ 円} + 1,684 \text{ 円} + 336 \text{ 円} = 5,050 \text{ 円}</math></p>	掛金（会費）の種類	金額	短期掛金	給料月額×（6/1000）	長期掛金	給料月額×（3/1000）	特別積立金会費	給料月額×（5/1000）	退職互助部会費	給料月額×（1/1000）
掛金（会費）の種類	金額										
短期掛金	給料月額×（6/1000）										
長期掛金	給料月額×（3/1000）										
特別積立金会費	給料月額×（5/1000）										
退職互助部会費	給料月額×（1/1000）										
4 給料月額	1 給料月額とは、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で、月額をもって支給されるもの又はこれに準ずるものをいう。 2 県人事委員会勧告により給与改定が実施された場合、既に支給された給料額から徴収している掛金の調整は行わない。										

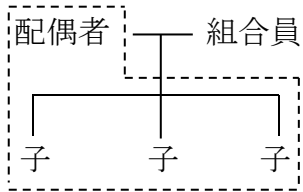
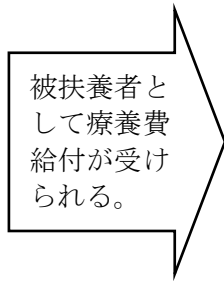
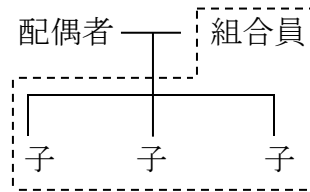
第3節 掛金（会費）について

項目	摘要																																	
<p>5 無給、休業時の掛金（会費）の扱い</p>	<p>1 毎月1日現在の発令事由により免除、給付、徴収とする。</p> <table border="1" data-bbox="515 383 1391 898"> <thead> <tr> <th>無給休職等</th> <th>取扱い</th> <th>手続き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産前産後休業</td> <td>免除</td> <td>県の情報に基づき免除</td> </tr> <tr> <td>育児休業</td> <td>免除</td> <td>県の情報に基づき免除</td> </tr> <tr> <td>傷病休職 (減給・無給)</td> <td>給付</td> <td>県の情報に基づき傷病見舞金を自動給付</td> </tr> <tr> <td>分限無給休職</td> <td>徴収</td> <td>個人口座より口座振替</td> </tr> <tr> <td>大学院修学休業</td> <td>徴収</td> <td>個人口座より口座振替</td> </tr> <tr> <td>自己啓発休業</td> <td>徴収</td> <td>個人口座より口座振替</td> </tr> <tr> <td>介護休暇</td> <td>徴収</td> <td>納付書により振込み</td> </tr> <tr> <td>看護欠勤</td> <td>徴収</td> <td>納付書により振込み</td> </tr> <tr> <td>組合専従</td> <td>徴収</td> <td>勤務先の所属所にて徴収</td> </tr> <tr> <td>人材派遣</td> <td>徴収</td> <td>勤務先の所属所にて徴収</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 産前産後休業の取扱い</p> <p>(1) 期間（毎月1日現在産前産後休業の時その月は免除）</p> <p>ア 出産の日（予定日）以前42日から出産の日以後56日までの期間で、妊娠又は出産に関する事由として勤務に服さない期間。ただし、多胎妊娠の場合は、42日を98日と読み替える。</p> <p>イ 条例等により産前休暇が8週（56日）付与されても、免除の対象は出産の日以前6週（42日）となる。</p> <p>ウ 妊娠4か月以上（85日以上）の分娩であれば、死産であっても免除の対象となる。</p> <p>(2) 手続き</p> <p>公立学校共済組合静岡支部に提出する「産前産後休業掛金免除申出書」及び「産前産後掛金免除変更申出書」により、互助組合掛金（会費）の給与控除が中止され免除となる。</p> <p>(3) 出産日が出産予定日と異なった場合</p> <p>ア 出産後に産前産後休業の開始日が出産予定月の1日以前となった時</p> <p>1日現在に産前産後休業となるので、出産（予定）月の掛金（会費）は免状となる。免除となった掛金（会費）は互助組合給付金の給付口座に返金する。</p> <p>3 掛金（会費）の免除</p> <p>(1) 産前産後休業及び育児休業期間中の掛金（会費）は免除される。</p> <p>(2) 退職時に給付される退職慰労金等給付金には、免除された期間は積算されない。</p>	無給休職等	取扱い	手続き	産前産後休業	免除	県の情報に基づき免除	育児休業	免除	県の情報に基づき免除	傷病休職 (減給・無給)	給付	県の情報に基づき傷病見舞金を自動給付	分限無給休職	徴収	個人口座より口座振替	大学院修学休業	徴収	個人口座より口座振替	自己啓発休業	徴収	個人口座より口座振替	介護休暇	徴収	納付書により振込み	看護欠勤	徴収	納付書により振込み	組合専従	徴収	勤務先の所属所にて徴収	人材派遣	徴収	勤務先の所属所にて徴収
無給休職等	取扱い	手続き																																
産前産後休業	免除	県の情報に基づき免除																																
育児休業	免除	県の情報に基づき免除																																
傷病休職 (減給・無給)	給付	県の情報に基づき傷病見舞金を自動給付																																
分限無給休職	徴収	個人口座より口座振替																																
大学院修学休業	徴収	個人口座より口座振替																																
自己啓発休業	徴収	個人口座より口座振替																																
介護休暇	徴収	納付書により振込み																																
看護欠勤	徴収	納付書により振込み																																
組合専従	徴収	勤務先の所属所にて徴収																																
人材派遣	徴収	勤務先の所属所にて徴収																																

第3節 掛金（会費）について

項 目	摘 要
<p>6 差額等の徴収及び返納</p>	<p>1 遡及計算結果に伴う取扱い            遡及計算された月の給与で掛金（会費）の差額を徴収及び返納をする。            (1) 徴収方法            当月の掛金（会費）に差額を加算して給与から控除する。            (2) 返納方法            当月の掛金（会費）に差額を減額して給与から控除する。</p> <p>2 産前産後休業の取扱い            出産したことで産前産後休業期間が確定し、徴収した月が免除対象となった時に返納をする。            (1) 返納方法            公立学校共済組合及び互助組合給付金の登録口座に返金する。</p> <p>3 人事委員会勧告による給料月額の変更            県人事委員会勧告により給与改定が実施された場合でも、既に支給された給料月額から徴収している掛金の調整は行わない。</p>
<p>7 社会保険料控除</p>	<p>1 毎年1月～12月までに納入した短期掛金及び長期掛金については、年末調整の際に社会保険料として控除対象となる。</p> <p>2 社会保険料の種類            県条例に基づく共済制度</p> <p>3 1か月の控除額  <math>(\text{短期掛金} + \text{長期掛金}) \times (15/100)</math> 円未満切り上げ</p> <p>[計算例] 給料月額 336,804 円 の社会保険料の計算            短期掛金 <math>336,804 \text{ 円} \times (6/1000) = 2,020 \text{ 円}</math> (未満切り捨て)            長期掛金 <math>336,804 \text{ 円} \times (3/1000) = 1,010 \text{ 円}</math> (未満切り捨て)            控除額 <math>(2,020 \text{ 円} + 1,010 \text{ 円}) \times (15/100) = 454.5 \text{ 円}</math></p> <p>1か月の社会保険料 454.5 円 (未満切り上げ) ⇒ 455 円            1年間の社会保険料 455 円 × 12 か月 = 5,460 円</p> <p>4 留意点            県で打ち出される年末調整資料の「社会保険料控除額」欄には、互助組と公立学校共済組合の控除額合計が記載されている。</p>

第4節 被扶養者について

項目	摘要
<p>1 被扶養者の範囲</p> <p>2 被扶養者特別認定制度</p>	<p>事業の運営に関する規程第4章給付事業第12条より</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公立学校共済組合において認定された者</li> <li>2 公立学校共済組合以外の社会保険に属する現職組合員は、当該社会保険において認定された者</li> </ol> <p>現職組合員の配偶者の社会保険上の被扶養者を、その現職組合員の被扶養者として特別に認定し、互助組合の家族療養費及び入院見舞金の給付対象者とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>配偶者の 被扶養者として認定</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>被扶養者として療養費給付が受けられる。</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>被扶養者特別認定 組合員の被扶養者</p>  </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請手続き             <p>毎年度、被扶養者特別認定申請書に健康保険証の写し、家族療養費付加金の算定内容証明書を添付のうえ申請する。</p> </li> <li>2 提出書類             <p>被扶養者特別認定申請書兼認定通知書</p> </li> <li>3 添付書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 配偶者の健康保険証の写し</li> <li>(2) 被扶養者の健康保険証の写し</li> </ol> </li> <li>4 家族療養費付加金の算定内容証明書             <p>配偶者の加入している健康保険が、共済組合又は組合健保の場合には、家族療養費の附加給付の有無及び算定内容について証明をもらい提出する。</p> </li> <li>5 認定の決定             <p>認定が承認された場合は、「被扶養者特別認定申請書兼認定通知書」を所属所経由で送付する。</p> </li> <li>6 認定期間（給付対象となる期間）             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請書が提出され、認定を受けた月から年度内を認定期間とする。</li> <li>(2) 認定を受けた月から診療を受けた家族療養費、入院見舞金を給付対象とする。</li> </ol> </li> </ol>



第4節 被扶養者について

項 目	摘 要
	<p>7 認定後の被扶養者の追加、変更、取消等について</p> <p>(1) 被扶養者の追加認定を申請する場合</p> <p>ア 提出書類 被扶養者特別認定申請書</p> <p>イ 添付書類</p> <p>(ア) 先に認定を受けた「被扶養者特別認定申請書兼認定通知書（写し）」</p> <p>(イ) 新たに認定申請する被扶養者の「健康保険証（写し）」</p> <p>(2) 認定後に配偶者の健康保険証が変更となった場合</p> <p>ア 提出書類 被扶養者特別認定申請書</p> <p>イ 添付書類</p> <p>(ア) 先に認定を受けた「被扶養者特別認定申請書兼認定通知書（写し）」</p> <p>(イ) 認定申請する配偶者及び被扶養者の「健康保険証（写し）」</p> <p>(3) 配偶者の加入している健康保険の家族療養費付加金について変更があった場合</p> <p>ア 提出書類 家族療養費付加金の算定内容証明書に証明をもらってください。</p> <p>イ 添付書類 先に認定を受けた「被扶養者特別認定申請書兼認定通知書（写し）」</p> <p>8 被扶養者特別認定の対象外について</p> <p>(1) 配偶者の健康保険証が「地方職員共済組合静岡支部」又は、「警察共済組合静岡支部」の場合。（配偶者の所属する互助会で被扶養者を対象とした給付制度があるため。）</p> <p>(2) 配偶者が教職員互助組合に加入する所属所に勤務し、互助組合に未加入者の場合。</p>

第5節 互助組合員証について

項 目	摘 要
1 新規加入者への交付	1 新規加入者には、「互助組合員証」が交付される。 2 交付時期 加入月の翌月に所属所経由で送付される。
2 再発行	互助組合証の紛失、改姓等により再発行となる場合は、「組合員証再発行届」を提出する。 1 提出書類 組合員証再発行届 2 結婚による改姓の場合 結婚祝請求書と同時に「組合員証再発行届」を提出する。 3 交付時期 再発行までは「互助組合員証再発行届」受領後、1か月程度かかります。
3 退会（退職）時の取り扱い	退会（退職）時は、互助組合員証を返却する。
4 その他	1 組合員割引 組合員証の提示により割引料金で利用できる施設、購入できる商店がある。施設等の一覧表は、互助組合ホームページの「組合員割引特典」を参照。

第6節 休職・休業中の取り扱いについて

項目	摘要	
1 掛金、貸付返済金の取り扱い	<p>休職・休業中の掛金（会費）、貸付返済金については、次のとおりとなります。</p>	
	1 産前産後休業	
	掛金（会費）	免除 （公立学校共済組合の情報を基に免除）
	貸付返済金	給与控除
	2 育児休業	
	掛金（会費）	免除 （県の情報を基に免除）
	貸付返済金	返済継続又は、償還猶予
	3 傷病無給休職	
	掛金（会費）	傷病見舞金より給付 （県の情報を基に自動給付）
	貸付返済金	返済継続（振込依頼書により振込み）
	4 分限無給休職	
	掛金（会費）	徴収
	貸付返済金	返済継続
	徴収方法	個人口座より口座振替
	5 大学院修学休業	
	掛金（会費）	徴収
	貸付返済金	返済継続
	徴収方法	個人口座より口座振替
	6 自己啓発休業	
	掛金（会費）	徴収
	貸付返済金	返済継続
	徴収方法	個人口座より口座振替
	7 介護休業	
	掛金（会費）	徴収
	貸付返済金	返済継続
	徴収方法	個人口座より口座振替
	8 組合専従	
掛金（会費）	徴収	
貸付返済金	返済継続	
徴収方法	勤務先の所属所で給与から控除	
9 派遣		
掛金（会費）	徴収	
貸付返済金	返済継続	
徴収方法	勤務先の所属所で給与から控除	

第7節 人事異動に伴う取り扱いについて

項 目	摘 要																																										
	人事異動に伴う組合員資格、掛金（会費）、貸付金については、次のとおりとなります。																																										
1 公立学校間（政令市含む。）の異動	<p>1 公立学校（政令市含む。）⇔公立学校（政令市含む。）</p> <table border="1"> <tr><td>資 格</td><td>継続</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>なし</td></tr> <tr><td>掛金(会費)</td><td>給与控除</td></tr> <tr><td>貸付返済金</td><td>給与控除</td></tr> </table>	資 格	継続	手続き	なし	掛金(会費)	給与控除	貸付返済金	給与控除																																		
資 格	継続																																										
手続き	なし																																										
掛金(会費)	給与控除																																										
貸付返済金	給与控除																																										
2 身分切り替え	<p>1 公立学校（政令市含む。）から次の所属所に異動した場合</p> <p>(1) 市町教育委員会（人材派遣含む。）</p> <table border="1"> <tr><td>資 格</td><td>継続</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>「年度末人事異動等に係る連絡票」を提出する。 「預金口座振替依頼書」にて手続きをする。</td></tr> <tr><td>掛金(会費)</td><td>口座振替（個人口座）</td></tr> <tr><td>貸付返済金</td><td>口座振替（個人口座）</td></tr> <tr><td>その他</td><td>静岡市、浜松市、沼津市教育委員会は給与控除</td></tr> </table> <p>(2) 市立高等学校</p> <table border="1"> <tr><td>資 格</td><td>継続</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>「年度末人事異動等に係る連絡票」を提出する。</td></tr> <tr><td>掛金(会費)</td><td>給与控除（勤務する所属所）</td></tr> <tr><td>貸付返済金</td><td>給与控除（勤務する所属所）</td></tr> </table> <p>(3) 国立大学法人（静岡大学教育学部附属学校）</p> <table border="1"> <tr><td>資 格</td><td>継続</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>「年度末人事異動等に係る連絡票」を提出する。</td></tr> <tr><td>掛金(会費)</td><td>給与控除（勤務する所属所）</td></tr> <tr><td>貸付返済金</td><td>給与控除（勤務する所属所）</td></tr> </table> <p>(4) 組合専従、派遣職員</p> <table border="1"> <tr><td>資 格</td><td>継続</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>「年度末人事異動等に係る連絡票」を提出する。</td></tr> <tr><td>掛金(会費)</td><td>給与控除（勤務する所属所）</td></tr> <tr><td>貸付返済金</td><td>給与控除（勤務する所属所）</td></tr> </table> <p>(5) 知事部局、警察、文部科学省等</p> <table border="1"> <tr><td>資 格</td><td>退会</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>「退職慰労金等給付金請求書」を提出する。</td></tr> <tr><td>掛金(会費)</td><td>退会のため徴収なし</td></tr> <tr><td>貸付返済金</td><td>口座振替（個人口座）</td></tr> </table>	資 格	継続	手続き	「年度末人事異動等に係る連絡票」を提出する。 「預金口座振替依頼書」にて手続きをする。	掛金(会費)	口座振替（個人口座）	貸付返済金	口座振替（個人口座）	その他	静岡市、浜松市、沼津市教育委員会は給与控除	資 格	継続	手続き	「年度末人事異動等に係る連絡票」を提出する。	掛金(会費)	給与控除（勤務する所属所）	貸付返済金	給与控除（勤務する所属所）	資 格	継続	手続き	「年度末人事異動等に係る連絡票」を提出する。	掛金(会費)	給与控除（勤務する所属所）	貸付返済金	給与控除（勤務する所属所）	資 格	継続	手続き	「年度末人事異動等に係る連絡票」を提出する。	掛金(会費)	給与控除（勤務する所属所）	貸付返済金	給与控除（勤務する所属所）	資 格	退会	手続き	「退職慰労金等給付金請求書」を提出する。	掛金(会費)	退会のため徴収なし	貸付返済金	口座振替（個人口座）
資 格	継続																																										
手続き	「年度末人事異動等に係る連絡票」を提出する。 「預金口座振替依頼書」にて手続きをする。																																										
掛金(会費)	口座振替（個人口座）																																										
貸付返済金	口座振替（個人口座）																																										
その他	静岡市、浜松市、沼津市教育委員会は給与控除																																										
資 格	継続																																										
手続き	「年度末人事異動等に係る連絡票」を提出する。																																										
掛金(会費)	給与控除（勤務する所属所）																																										
貸付返済金	給与控除（勤務する所属所）																																										
資 格	継続																																										
手続き	「年度末人事異動等に係る連絡票」を提出する。																																										
掛金(会費)	給与控除（勤務する所属所）																																										
貸付返済金	給与控除（勤務する所属所）																																										
資 格	継続																																										
手続き	「年度末人事異動等に係る連絡票」を提出する。																																										
掛金(会費)	給与控除（勤務する所属所）																																										
貸付返済金	給与控除（勤務する所属所）																																										
資 格	退会																																										
手続き	「退職慰労金等給付金請求書」を提出する。																																										
掛金(会費)	退会のため徴収なし																																										
貸付返済金	口座振替（個人口座）																																										

第7節 人事異動に伴う取り扱いについて

項 目	摘 要																																																						
	<p>(6) 県外への転出（割愛）</p> <table border="1"> <tr> <td>資 格</td> <td>退会</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>「退職慰労金等給付金請求書」を提出する。</td> </tr> <tr> <td>掛金(会費)</td> <td>退会のため徴収なし</td> </tr> <tr> <td>貸付返済金</td> <td>全額を一括清算</td> </tr> </table> <p>(7) 公立学校を退職後、私立学校等に再就職 公立学校を退職した時に互助組合は退会扱いとなり、新たな勤務先で新規加入となります。</p> <table border="1"> <tr> <td>資 格</td> <td>退会</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>「退職慰労金等給付金請求書」を提出する。</td> </tr> <tr> <td>貸付返済金</td> <td>全額を一括清算</td> </tr> </table> <p>2 次の所属所から公立学校（政令市含む。）に異動した場合</p> <p>(1) 市町教育委員会（人材派遣含む。）</p> <table border="1"> <tr> <td>資 格</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>掛金(会費)</td> <td>給与控除</td> </tr> <tr> <td>貸付返済金</td> <td>給与控除</td> </tr> </table> <p>(2) 市立高等学校</p> <table border="1"> <tr> <td>資 格</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>掛金(会費)</td> <td>給与控除</td> </tr> <tr> <td>貸付返済金</td> <td>給与控除</td> </tr> </table> <p>(3) 国立大学法人（静岡大学教育学部附属学校）</p> <table border="1"> <tr> <td>資 格</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>掛金(会費)</td> <td>給与控除</td> </tr> <tr> <td>貸付返済金</td> <td>給与控除</td> </tr> </table> <p>(4) 組合専従、派遣職員</p> <table border="1"> <tr> <td>資 格</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>掛金(会費)</td> <td>給与控除</td> </tr> <tr> <td>貸付返済金</td> <td>給与控除</td> </tr> </table> <p>(5) 知事部局、警察、文部科学省等</p> <table border="1"> <tr> <td>資 格</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>掛金(会費)</td> <td>給与控除</td> </tr> <tr> <td>貸付返済金</td> <td>給与控除</td> </tr> </table>	資 格	退会	手続き	「退職慰労金等給付金請求書」を提出する。	掛金(会費)	退会のため徴収なし	貸付返済金	全額を一括清算	資 格	退会	手続き	「退職慰労金等給付金請求書」を提出する。	貸付返済金	全額を一括清算	資 格	継続	手続き	なし	掛金(会費)	給与控除	貸付返済金	給与控除	資 格	継続	手続き	なし	掛金(会費)	給与控除	貸付返済金	給与控除	資 格	継続	手続き	なし	掛金(会費)	給与控除	貸付返済金	給与控除	資 格	継続	手続き	なし	掛金(会費)	給与控除	貸付返済金	給与控除	資 格	継続	手続き	なし	掛金(会費)	給与控除	貸付返済金	給与控除
資 格	退会																																																						
手続き	「退職慰労金等給付金請求書」を提出する。																																																						
掛金(会費)	退会のため徴収なし																																																						
貸付返済金	全額を一括清算																																																						
資 格	退会																																																						
手続き	「退職慰労金等給付金請求書」を提出する。																																																						
貸付返済金	全額を一括清算																																																						
資 格	継続																																																						
手続き	なし																																																						
掛金(会費)	給与控除																																																						
貸付返済金	給与控除																																																						
資 格	継続																																																						
手続き	なし																																																						
掛金(会費)	給与控除																																																						
貸付返済金	給与控除																																																						
資 格	継続																																																						
手続き	なし																																																						
掛金(会費)	給与控除																																																						
貸付返済金	給与控除																																																						
資 格	継続																																																						
手続き	なし																																																						
掛金(会費)	給与控除																																																						
貸付返済金	給与控除																																																						
資 格	継続																																																						
手続き	なし																																																						
掛金(会費)	給与控除																																																						
貸付返済金	給与控除																																																						

第7節 人事異動に伴う取り扱いについて

項 目	摘 要																		
	<p>(6) 県外からの転入（割愛退職）</p> <table border="1"> <tr> <td>資 格</td> <td>新規加入</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>「加入届」を提出する。</td> </tr> <tr> <td>掛金（会費）</td> <td>給与控除</td> </tr> <tr> <td>貸付返済金</td> <td>給与控除</td> </tr> </table> <p>3 採用試験を受け直し、新たに採用された場合</p> <p>(1) 県教育委員会 ⇒ 政令市教育委員会 等</p> <p>組合員番号（公立学校共済組合番号）が変更となります。教職員としての資格が継続される場合には互助組合資格も継続されるので、該当者がでた場合は互助組合まで連絡する。</p> <table border="1"> <tr> <td>資 格</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>掛金（会費）</td> <td>給与控除</td> </tr> <tr> <td>貸付返済金</td> <td>給与控除</td> </tr> <tr> <td>貸付返済金</td> <td>給与控除</td> </tr> </table>	資 格	新規加入	手続き	「加入届」を提出する。	掛金（会費）	給与控除	貸付返済金	給与控除	資 格	継続	手続き	なし	掛金（会費）	給与控除	貸付返済金	給与控除	貸付返済金	給与控除
資 格	新規加入																		
手続き	「加入届」を提出する。																		
掛金（会費）	給与控除																		
貸付返済金	給与控除																		
資 格	継続																		
手続き	なし																		
掛金（会費）	給与控除																		
貸付返済金	給与控除																		
貸付返済金	給与控除																		

第8節 退会（組合員資格の喪失）について

項 目	摘 要								
<p>1 組合員資格の喪失</p>	<p>1 次に掲げるものは、現職組合員資格を喪失し退会扱いとなる。</p> <p>(1) 現職組合員資格を喪失した場合（定款第8章組合員（設置）第56条）「第1節加入資格（根拠）について2互助組合定款」（202ページ）を参照</p> <p>(2) 割愛退職、知事部局（警察、文部科学省含む。）への異動退会扱いとなり、異動先の互助会等に加入となります。</p> <p>2 留意点</p> <p>次に掲げるものは、現職組合員資格は継続されず退会扱いとなる。</p> <p>(1) 常勤再任用職員として採用予定 常勤再任用職員として採用される際に新規加入となるので、現所属所の退職時に退会手続きをする。</p> <p>(2) 私立学校、教育事業団体等への再就職 再就職先で採用された際に新規加入となるので、現所属所の退職時に退会手続きをする。</p> <p>(3) 資格が継続される人事異動等 「第7節人事異動に伴う取り扱いについて」（212ページ）を参照</p>								
<p>2 退職慰労金等給付金について</p>	<p>現職組合員の資格を喪失し、退会扱いとなったすべての方に退職慰労金等給付金が給付される。</p> <p>1 手続き 請求方式</p> <p>2 提出書類 退職慰労金等請求書</p> <p>3 添付書類 なし</p> <p>4 給付金 加入月から退職月まで納入した退職慰労金、特別積立金会費、退職互助部会費の合計金額 ただし、平成8年3月31日以前の額は、平成8年3月31日以前の規程に基づいて積算された額となる。</p> <table border="1" data-bbox="496 1749 1283 1921"> <thead> <tr> <th>給付金</th> <th>対象掛金（会費）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退職慰労金等給付金</td> <td>長期掛金</td> </tr> <tr> <td>特別積立金退会金</td> <td>特別積立金会費</td> </tr> <tr> <td>退職互助部会費退会金</td> <td>退職互助部会費</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 留意点 請求手続きについては、「第2節給付種別の説明 10 退職慰労金等給付金」（324ページ）を参照</p>	給付金	対象掛金（会費）	退職慰労金等給付金	長期掛金	特別積立金退会金	特別積立金会費	退職互助部会費退会金	退職互助部会費
給付金	対象掛金（会費）								
退職慰労金等給付金	長期掛金								
特別積立金退会金	特別積立金会費								
退職互助部会費退会金	退職互助部会費								

第8節 退会（組合員資格の喪失）について

項目	摘要
<p>3 貸付金の清算について</p>	<p>現職組合員資格を喪失し退会となった場合には、貸付金残額は一括で清算とする。貸付金利用者の退会（退職）が決まり次第、互助組合まで連絡ください。</p> <p>1 清算方法</p> <p>(1) 次の手順で貸付金残額を清算する。</p> <p>ア 県の退職手当から控除 県の退職手当から全額控除できない場合は、退職慰労金等給付金を充当する。</p> <p>イ 退職慰労金等給付金を充当 退職慰労金等給付金を貸付残額に充当する。全額控除できない場合は、次のウの方法となる。</p> <p>ウ 上記ア、イの手続きをとっても貸付残額がある場合 清算の通知書（振込依頼書）を送付するので、指定期日まで振込む。</p> <p>(2) 死亡退職で、住宅資金を借用中の場合 団体信用生命保険の対象となる場合には、保険金が支払われるので、団体信用生命保険の請求手続きについて互助組合に問い合わせをする。</p> <p>ア 請求に必要な種類 死亡診断書及び除籍済みの戸籍謄本（抄本）又は住民票</p> <p>2 貸付残額の確認 貸付を受けた際に送付された「償還表」に記載されている退職月の貸付残額を参照する。</p> <p>(1) 経過利息</p> <p>ア 毎月払い 退職月の貸付残額に清算（支払）日までの経過利息が加算される。</p> <p>イ ボーナス払い 直近の返済月の貸付残額に清算（支払）日までの経過利息が加算される。</p>



第9節 退職互助部について

項目	摘要												
<p>1 退職互助部 継続加入に ついて</p>	<p>1 継続加入資格                      (1) 現職組合員の期間が10年以上                      (2) 現職組合員の期間が10年以上ある者が退職互助部へ加入(届を提出)した配偶者                      (3) 現職組合員の期間が10年以上ある現職組合員が死亡した場合、その配偶者                      ※配偶者は、健康保険証上の被扶養者であることを問わない。</p> <p>2 提出書類                      退職互助部継続加入届</p> <p>3 継続加入会費                      一人45万円(終身会費)</p> <p>4 継続会費の納入                      (1) 退職慰労金等請求書と同時に退職互助部継続加入届を提出した場合                      ア 退職慰労金等給付金を会費に充当する。                      イ 不足が生じた場合は、通知(振込依頼書)を送付するので指定金融機関に振り込む。                      (2) 給付後に退職互助部継続加入届を提出した場合                      通知(振込依頼書)を送付するので指定金融機関に振り込む。</p> <p>5 加入年月                      会費が完納された月が加入年月となる。</p> <p>6 加入期限                      退職日から6か月以内</p> <p>7 留意点                      (1) 現職組合員としての期間                      ア 人事異動に伴い知事部局(警察、文部科学省等)に出向した方の在会期間の通算                      異動と同時に教職員互助組合に加入した場合は、特例措置として教職員互助組合の在会期間を通算し在会期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="549 1832 1331 1957"> <tr> <td>採用(教育委員会)</td> <td>退会(出向)</td> <td>加入(教育委員会)</td> <td>退職</td> </tr> <tr> <td>互助組合</td> <td>県職互助会</td> <td>互助組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26年</td> <td>3年</td> <td>9年</td> <td></td> </tr> </table> <p>退職時にいて、互助組合の継続した在会期間は9年となる。過去の在会期間を通算して10年以上となるので退職互助部の加入資格を特例措置として認める。</p>	採用(教育委員会)	退会(出向)	加入(教育委員会)	退職	互助組合	県職互助会	互助組合		26年	3年	9年	
採用(教育委員会)	退会(出向)	加入(教育委員会)	退職										
互助組合	県職互助会	互助組合											
26年	3年	9年											

第9節 退職互助部について

項 目	摘 要
	<p>(2) 退職後、互助組合に加入する所属に再就職する場合                      退職時に現職組合員資格を喪失して退会扱いとなり、再就職                      先で新規加入となる。現職組合員としての期間を通算すること                      はできない。</p>